

川崎市立看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 7 号

川崎市立看護大学学則の一部を改正する規則

川崎市立看護大学学則（令和４年川崎市規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（大学院）

第２条の２ 看護大学に大学院を置く。

２ 大学院に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第４８条第１項中「学部長」の次に「、研究科長」を加え、「４人」を「５人」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。